

岩手県告示第179号

平成23年2月15日付け岩手県報第11039号登載保安林の指定施業要件の変更（平成23年岩手県告示第119号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成23年3月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 釜石市箱崎町第4地割60の2、60の9、60の18から60の21まで
- (2) 所在が不明である通知の相手方 佐々木堅治、千葉宏

2 通知の内容を掲示した場所 釜石市役所